

## 学校いじめ防止基本方針

### ① 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから一人でも多くの生徒を救うために、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な行為である。」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる。」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、学校ぐるみ、地域ぐるみでいじめの問題に向き合い、いじめ根絶を目指す。

- いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行う。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### ② いじめの定義

いじめ防止対策推進法において、「いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係<sup>※1</sup>にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響<sup>※2</sup>を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

（いじめ防止対策推進法第2条 「児童等」を「生徒」に読み替え）

※1… 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

※2… 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」（いじめ防止対策推進法22条に則り、本校で組織する組織）を活用して行う。

なお、具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

## ○ いじめ解消の判断

いじめの解消とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの2条件が、被害生徒や保護者との面接等で認められたときとし、再発防止の視点から継続的にきめ細やかに指導することが大切である。加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

## ③ いじめ防止に向けての組織

「いじめ防止対策委員会」を組織する。いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、カウンセリング指導員、スクールカウンセラー一等をもって組織する。

この委員会で次のことを行う。

- ・ いじめの未然防止へ向けての年間計画の策定
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 個別面談や相談の受け入れ及びその集約
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・ 発見されたいじめ事案への対応
- ・ 重大事態への対応

## ④ いじめ防止等へ向けての取組

### ア いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるということを踏まえ、学校における全ての教育活動を通して、全教職員で取り組む。

#### 【学級経営】

- ・ 生徒が安心して生活できる、心の居場所となる学級づくりを進める。
- ・ 生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う望ましい人間関係を育てる。
- ・ 「いじめを許さない」という決意のもと、教師と生徒の信頼関係を築く。

#### 【各教科】

- ・ 充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」「面白い授業」づくりを進める。
- ・ 自分と違った見方や考えを認め、互いに支え合い、学び合える場をつくる。

#### 【道徳科】

- ・ いのちの教育や人権教育を推進し、生命を大切にすることや人権を尊重する態度を育てる。
- ・ 互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てる。

#### 【特別活動】

- ・ 学級ごとに、「西中人権宣言」をもとに人権や生命の大切さを考え、いじめは許され

ない行為であることを再認識する時間を設ける。

- ・達成感や感動を味わい、人間関係の深化を図ることができる行事等を実施する。
- ・生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まない学校にするための活動を促す。

#### 【総合的な学習の時間】

- ・課題追究の過程において様々な集団での学習活動を進める中で、仲間と協力したり助け合ったりすることのよさを実感させる。

#### 【全校体制】

- ・日頃から、教職員間で情報を共有し、全教職員が一致協力して指導をする。
- ・教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を計画的に実施する。

#### 【情報モラルの指導】

- ・ネット上のいじめは匿名性が高く、解決できない場合が多いことを踏まえ、年間指導計画の中に情報モラルの指導を位置付ける。
- ・ネットの危険性について理解を深める講習会を開催するなど、保護者に対して、意識の啓発を図る。
- ・情報技術の変化に対応できるように、研修会等を通して、最新の情報を得るように努める。

#### 【保護者との信頼関係づくり】

- ・保護者からの相談には、誠実に対応する。
- ・生徒の学校で頑張っている様子や家庭での様子等の、日常的な情報交換を心がける。
- ・生徒の様子について、気軽に相談できる関係をつくる。
- ・保護者と教師が「子供にとって何が大切か」という共通した思いで、話し合いをする。

#### 【地域や関係機関との連携】

- ・日頃から、小学校や近隣の中学校、高等学校との情報交換を行い、協力体制をつくる。特に、小学校からは、入学前の情報を提供してもらい、円滑な接続に努める。
- ・PTAや地域の諸団体との交流の機会を設ける。
- ・専門家のアセスメントにより、生徒の現状や抱える背景を探り、共に生徒や保護者のケアに当たり、問題行動の要因となる環境の改善に努める。
- ・家庭環境等の複雑な課題を抱える場合は、早期に児童相談所や行政機関等と連携して支援に当たる。
- ・暴力行為には警察に相談するなどしながら、毅然とした粘り強い指導を行う。

### イ いじめの早期発見

いじめは大人の目の届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。ささいな兆候であっても軽視することなく、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりをもち、いじめを積極的に認知することが必要である。いじめの発見のルートには、ア) 本人の訴え、イ) 教職員による発見、ウ) 他からの情報提供（他の生徒、保護者、地域、関係機関等）がある。いじめを受けている生徒が訴えられないことが多いので、上記のイ)、ウ) による発見ができるように心がける。

(ア) 生徒の変化への気付き

【観察による気付き】

授業、休憩時間、部活動時、朝学活・終学活、清掃時間、登下校時、各種検診時等の全ての時間を通して、生徒の様子を観察するとともに、生活ノートの内容や美術等の作品の表現からも変化に気付くように努める。

項 目	現 象
服装	服装の汚れが目立つ。
言葉遣い	言い逃れ、うそが多くなる。急にしゃべらなくなる。
友人関係	人間関係が変わり、一人であることが多くなる。同じ仲間といっても楽しそうでない。ただ、その場にいるだけ。
遊び	プロレス等の悪ふざけのなかで、技をかけられていることが多い。
授業中等の態度	顔色が悪く元気がなく、無力感が感じられる。視線が一定でなく、常に他人を気にしている。
行動	落ち着きがなくなる。ケガが多くなる。
体に現れる変化	頭痛、腹痛、原因不明の発熱
持ち物	紛失や破損が多くなる。金遣いが荒くなる。(人におごる。)
表現物	生活ノート、作文、答案、描いた絵の内容や作成した造形物の様子に変化がある。

【教育相談を通じた気付き】

定期的に全校一斉の教育相談の期間を設定し、生徒全員と担任等が面接をする。気になる生徒には、機会を捉えて面接するとともに、周りの生徒からも情報収集に努める。また、日頃から生徒とのコミュニケーションに努め、相談しやすい関係の構築を図る。

【質問紙や調査による気付き】

定期的に悩み調査を行って、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。生活リズム調査や「とやまゲンキッズ」、総合質問紙調査「i-check」からも生徒や学級の変化に気付く。

【保護者からの情報収集】

学校での気になる様子を伝えて、家庭での様子を聞く。また、日頃から一人一人の生徒の様子を伝えるように心がけ、保護者が学校に相談しやすい関係を築く。

【地域からの情報収集】

校区内の会議に出向き、学校いじめ防止基本方針の取組について説明し、地域の住民の理解を得て、校外での生徒の行動についてどんな些細なことでも連絡してもらえるように依頼する。また、学校評議員会や学校のホームページ等でも、取組を発信する。

(イ) 情報の共有

生徒の様子についての情報の中には、いじめと判断できるものと直ちにいじめとは判断しにくいものがある。特に、観察によって気付いたものは一過性のものか継続されているものなのかを見極めなければならない。そのためには、教師が情報を共有し、その当該生徒について全教師で観察していく必要がある。授業等で気付いたことをメモ等で当該生徒の所属する学年に知らせるなどの手立てをするとともに、定期的に、いじめ防止対策委員会を開き、情報交換・情報の共有を図る。

#### (ウ) 早期に対応する

集まった情報をみて、いじめ防止対策委員会を招集する。(委員の誰もが招集の発議ができる。) 招集の発議があれば、速やかに委員会を開催し、いじめ問題として対応するかどうか決定する。いじめ問題として対応する場合は、指導方針を決定するとともに、対応チームの構成員を決定し、発足させる。対応チームでは、役割分担を決め、具体的な対応について協議し、速やかに対応していく。

### ウ いじめに対する対応

#### (ア) 状況の把握

##### 【被害生徒から話を聴く】

- ・複数の教師で聞く。
- ・事実関係を丁寧に聞く。
- ・つらい気持ちを受け止める。
- ・保護者の感情を受け止める。

##### 【周囲の生徒から話を聴く】

- ・正確かつ迅速に事実関係を把握する。

##### 【加害生徒から話を聴く】

- ・複数の教師で聴く。
- ・事実確認と指導を混同しない。事実関係を整理しながら進める。
- ・食い違いがあった場合は必ず事実を再確認する。

#### (イ) 対応方針の決定

##### 【関係教師による対策チームの編成】

- ・窓口及び調整役（コーディネーター）を決める。

##### 【情報の共有と具体的な対応の見通しをもつ（ケース会議）】

- ・教職員の役割を分担し、具体的な方策を決める。
- ・いじめの概要を、全職員に伝え、全校で取り組む体制を整える。

##### 【保護者への報告】

- ・被害者と加害者の保護者に、明らかになった事実と経過、今後の予定を具体的に伝え、理解と協力を求める。

#### (ウ) 解消への取組

##### 【被害生徒への対応】

- ・見守りを徹底し、安全と安心を確保する。

##### 【加害生徒への対応】

- ・いじめ行為を繰り返させない。
- ・自分の行為を振り返って、与えた傷の重大さを実感できるようにし、自省を促す。

##### 【周囲の生徒への対応】

- ・被害者の立場に立ち、自らの態度を振り返らせる。

##### 【保護者への対応】

- ・生徒にとって何が必要かを共に考える。

(エ) 再発防止

【謝罪の場の設定】

- ・いじめが解消されている状況であることを確認し、保護者への説明を行い、被害生徒と加害生徒同意の下で行う。

【全校体制での見守り】

- ・全教職員で情報を共有し、いじめ行為を阻止する。
- ・各々の教師が、生徒と共に過ごす時間を増やす。
- ・関係のある生徒や保護者との面談を継続する。
- ・指導の在り方を検証し、学級経営等を点検する。
- ・生徒の自己肯定感や自己有用感を育む指導を推進する。

(オ) 警察との連携

- ・障害・暴行・窃盗・恐喝・器物破損等の犯罪行為として取り扱うべきものについては、いじめを受けている生徒を守るという観点から、早期に警察に連絡・相談し、連携を図る。
- ・犯罪行為があった場合は、警察の協力を求めるという学校の方針を、日頃から保護者に周知し、理解を得ておく。

(カ) 専門家との連携

- ・被害生徒はもちろん、加害生徒に対しても、スクールカウンセラー等による面談を行い、心のケアをすることで、いじめの原因や背景を探り、再発防止に努める。
- ・家庭や友人関係等、生徒を取り巻く環境に問題を抱える場合は、スクールソーシャルワーカーと連携する。また、虐待等が疑われる場合は、児童相談所等へ相談・通告を行い、連携して問題解決に当たる。

(キ) ネットいじめへの対応

- ・事実を確認する。（書き込みの内容（ログ：書き込みの時間やIPアドレス等）を印刷する。）
- ・サイト管理者への削除要請や警察署への相談を行う。
- ・被害生徒と保護者の了解を得た上で、関係する集団（学年、部活動等）への指導を行う。

⑤ 重大事態への対処

ア 重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 生徒が自殺を企画した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする）
  - ※生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、年間30日の目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

## イ 重大事態への対応

### (ア) 対象生徒の保護

重大事態が発生した場合、直ちに保護者、関係機関等と連携していじめを受けた生徒の心身の安全確保を行う。

### (イ) 町教育委員会への報告

学校が重大事態ではないかと認めた場合や生徒や保護者から重大事態ではないかと申し出があった場合、直ちに町教育委員会に報告する。

### (ウ) 事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのように行われたか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのように問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

### (エ) 調査結果の提供及び報告

重大事態に係る調査結果について、関係者の個人情報に十分配慮し、適切な方法でいじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行うとともに、調査結果を町長に報告する。

## ⑥ 令和7年度の実態をふまえて

令和7年度は、認知されたいじめの件数は10件であった。生徒が悩みを相談できたことにより対応に至ったものが多く、内容は「悪口、仲間外れ等」であった。その多くにはSNS上での書き込みやグループ外し等も含まれた。からかいや陰口が学校外でのSNS利用によってより複雑なトラブルに発展している。また、いじめに発展する前の段階で、対処できたものも数件あった。内容は軽い気持ちから来る「からかい」「いじり」であった。このような実態を踏まえ、令和8年度は、より具体的に友達との関わり方を指導することや、日常的な人権に対する意識の涵養が必要である。また、いじめの未然防止のために、西中人権宣言を拠り所として、いじめは絶対に許されないという人権尊重の意識を高めるために人権教育やいのちの教育の推進を図る。

⑦ いじめ問題への取組の年間指導計画

月	いじめ防止対策委員会等	未然防止への取組	早期発見への取組
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織づくり</li> <li>・年間指導計画の作成</li> <li>・保護者への説明（各種便り）</li> <li>・地域への説明と情報提供依頼</li> <li>・基本方針の全職員での共通理解</li> <li>・いじめ対応の職員研修①</li> <li>・職員会議での情報共有</li> <li>・学級づくり職員研修</li> </ul>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     学級・学年づくり 人間関係づくり                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     生徒による自治活動 いじめ防止に向けた                 </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩み調査①</li> <li>・休み時間等を活用した生徒との触れ合い、関わり、信頼関係の構築</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒支援の会での情報共有</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SOS の出し方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合質問紙調査「i-check」分析と活用①</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒支援の会での情報共有</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員面接①</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒支援の会での情報共有</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・二者懇談会</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議での情報共有</li> <li>・いじめ対応の職員研修②</li> </ul>		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒支援の会での情報共有</li> <li>・2、3学期の指導計画の確認</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     学級・学年づくり 人間関係づくり                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     生徒による人権週間への取組                 </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩み調査②</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒支援の会での情報共有</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合質問紙調査「i-check」分析と活用②</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒支援の会での情報共有</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>		
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会主催による人権集会を実施</li> <li>・生徒支援の会での情報共有</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者懇談会</li> <li>・全員面接②</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒支援の会での情報共有</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩み調査</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒支援の会での情報共有</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員面接③</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度のまとめと反省</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>		

※事案発生時…対策チームを編成する。